6　法第六十八条の八十八第九項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第九項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第二十二条の七十五第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に改め、同条第三号中「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改める。

第二十二条の七十六第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項において同じ。）を」を「第五項において同じ。）を」に改め、同項第五号中「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に、「第四項に」を「第五項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第三十九条の百十七第五項に規定する財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認められている者のうち、施行令第三十九条の百十七第五項に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。

第二十二条の七十六の二第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十二条の七十八の見出し並びに同条第二項第一号イ及び第二号イ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第二十二条の八十第一項中「同項第二号ロ」を「同項第二号中「掲げる書類」とあるのは「掲げる書類及び租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の条件の変更を受けたことを明らかにする書類」と、同号イ中「令第二十四条の二第一項第一号ロ」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四の二第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えられた令第二十四条の二第一項第一号ロ」と、同号ロ」に改め、「（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」を削り、「、当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにこれらの金額」と」を「及び当該合計額」と、同条第二号中「掲げる書類」とあるのは「掲げる書類並びに租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の条件の変更を受けたことを明らかにする書類」と」に改め、同条第二項中「除く」と」の下に「、又は」とあるのは「若しくは」と」を加える。

第二十二条の八十三中「第六十八条の百七の二第十項において準用する法第六十八条の八十八第六項」を「第六十八条の百七の二第三項」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同号ロ中「おそれをいう」の下に「。ロにおいて同じ」を、「事項」の下に「（当該連結法人の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該内部取引において当該連結法人の本店等若しくは国外事業所等が果たす機能又は当該内部取引において当該連結法人の本店等若しくは国外事業所等が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）」を加え、同号ホ中「した額」の下に「の明細、当該対価の額とした額」を、「書類」の下に「並びに当該対価の額とした額に係る独立企業間価格（法第六十八条の百七の二第一項に規定する独立企業間価格をいう。以下この条において同じ。）の算定の方法及び当該内部取引（当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）を含む。）に関する事項についての我が国以外の国又は地域の権限ある当局による確認がある場合（同項の連結法人が連結親法人である場合には当該連結親法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除き、同項の連結法人が連結子法人である場合には当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の納税地を所轄する国税局長又は税務署長による確認がある場合を除く。）における当該確認の内容を記載した書類」を加え、同号ヘ中「明細」の下に「並びに当該損益の額の計算の過程」を加え、同号ト中「分析」の下に「（当該市場の特性が当該内部取引に係る対価の額とした額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）」を加え、同号チ中「連結法人の」の下に「事業の方針及び組織の系統並びに当該連結法人の本店等及び」を加え、同号リ中「含む」の下に「。リにおいて同じ」を加え、「その内容」を「その取引の内容並びにその取引が当該内部取引と密接に関連する事情」に改め、同条第二号中「（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「の方法」の下に「、その選定に係る重要な前提条件」を加え、同条に次の五項を加える。

2　法第六十八条の百七の二第三項の連結法人は、前項各号に掲げる書類を整理し、起算日から七年間、当該書類を納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）又は当該連結法人の国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下この項において「納税地等」という。）に保存しなければならない。この場合において、当該書類のうち納税地等に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該書類の写しを納税地等に保存していることをもつて当該書類を納税地等に保存しているものとみなす。

3　前項に規定する起算日とは、第六十八条の百七の二第三項の規定により第一項各号に掲げる書類を作成し、又は取得すべきこととされる連結事業年度の法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限の翌日をいう。

4　法第六十八条の百七の二第四項第二号に規定する財務省令で定める資産は、無形固定資産その他の無形資産とする。

5　法第六十八条の百七の二第五項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第五項に規定する同時文書化対象内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

6　法第六十八条の百七の二第六項に規定する財務省令で定める書類は、第一項各号に掲げる書類に相当する書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容の基礎となる事項を記載した書類、同項各号に掲げる書類に相当する書類に記載された内容に関連する事項を記載した書類その他同条第六項に規定する同時文書化免除内部取引に係る独立企業間価格を算定する場合に重要と認められる書類とする。

第二十三条の二の二第六項第一号中「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。第九項第一号において同じ。）」を「及び住所又は居所」に改め、同条第九項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第二十三条の三第二項中「（平成十五年法律第百十八号）」を削る。

第二十三条の五の三第十四項第三号及び第二十三条の五の四第十四項第三号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改める。

第二十三条の五の五第一項中「証するもの」の下に「（既に同条第四項の規定により当該証する書類を添付した同項に規定する申告書又は更正請求書を提出している場合には、当該申告書又は更正請求書を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を記載した書類）」を加え、同条第二項中「同項の書類（贈与税の額の計算に関する明細書を除く。）は、提出する」を「同項に規定する証する書類は、添付する」に改める。